

長 薬 同 窓 会 会 則

昭和43年5月 一部改正

昭和56年5月 一部改正

45年5月	〃	57年5月	〃
46年4月	〃	平成 4年5月	〃
48年6月	〃	16年6月	〃
51年6月	〃	18年6月	〃
52年4月	〃	27年6月	〃
54年5月	〃	30年6月	〃

総 則

第一条 本会は長薬同窓会と称する。

第二条 本会は会員相互の交誼を親密にして併せて母校並びに会員の発展連絡を期するを目的とする。

第三条 本会の本部は長崎大学薬学部内に置き各地に支部を設ける。

会 員

第四条 本会は下の会員を以て組織する。

1. 正会員

第五高等学校医学部薬学科卒業生
第五高等学校医学部薬学科卒業生
長崎医学専門学校薬学科卒業生
長崎医科大学附属薬学専門部卒業生
長崎大学薬学部卒業生
長崎大学薬学部専攻科修了生
長崎大学大学院薬学研究科在学及び修了生
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科在学及び修了生

2. 準会員

長崎大学薬学部在学学生

3. 特別会員

長崎大学薬学部並びにその前身の教員であったもの及び現に教員であるもの

第五条 本会員は会費を納付しなければならない。

但し納付金額は別に定める
当該会計年度において長崎大学薬学部にて在籍していない特別会員より之を徴収せず。

役 員

第六条 本会は次の役員をおく。

1. 会 長 一 名
2. 副 会 長 若 干 名
3. 幹 事 若 干 名
4. 監 査 一 名
5. 学 年 理 事 若 干 名
6. 顧 問 若 干 名

第七条 役員を選任方法は次の如し。

1. 会長、副会長、幹事並びに監査は正会員中より総会に於いて公選により決定する。
2. 学年理事（学部卒）は正会員中より原則として卒業年度別の選挙により各学年から一名、昭和46年卒以降は各クラス一名計二

名を決定し、学年理事（大学院）は大学院修了後五年毎に一名を選挙により決定する。

3. 顧問は会長之を推薦する。

第八条 役員の仕事は次の如し。

1. 会長 会務を総理し本会を代表する。
2. 副会長 会長を補佐し会長事故ある時は之を代行する。
3. 幹事 常務を処理し、役員会に出案し、会務を分掌する。
4. 監査 会計を監査する。
5. 学年理事 各学年の会員を代表して理事会を組織し、会務を審議する。
6. 顧問 本会の諮問にあずかる。

第九条 役員の仕事は満二か年とし、重任を妨げず。

但し会長の任期は引き続き三期を越えてはならない。

補欠により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第十条 本会は、次の各担当幹事をおく。

1. 庶務幹事 一 名
幹事より会長之を委嘱し、会の一般事務を執る。
2. 会計幹事 一 名
幹事より会長之を委嘱し、本会の会計經理の務に任ずる。
3. 編集幹事 若干名
幹事より会長之を委嘱し、会員名簿及び会報等編集事務を司る。

会 議

第十一条 会議を分けて、総会、理事会、役員会とする。

第十二条 定期総会は毎年度初めに之を開き本会の状況を報告し、重要事項を付議する。

第十三条 臨時総会は役員会に於いて必要と認めるとき之を開く。

第十四条 総会に於いては次の事項を議決する。

1. 会則変更に関する件
2. 事業に関する件
3. 収支決算並びに予算に関する件
4. 基本財産に関する件
5. その他会長の必要と認めたる件

第十五条 総会の議事は出席会員の過半数を以て之を決する。

第十六条 理事会及び役員会は会長必要と認めた場合開く。

第十七条 理事会は全役員よりなり、次の事項を審議する。

1. 総会の日時、場所の選定並びに付議原案に関する件
2. 会則、施行細則に関する件
3. その他会長が必要と認めた事項

第十八条 役員会は会長、副会長、幹事、監査、顧問よりなり、会長は会の重要事項に関し、之を諮問する。

第十九条 理事会及び役員会の議事は出席者の過半数を以て之を決する。

第二十条 会議の際は選挙により議長を決定する。

会計

第二十一条 本会の経費は入会金、会費並びに寄付金その他の収入を以て之にあてる。

第二十二条 正会員及び当該会計年度薬学部在籍中の特別会員は会費 3,000 円を毎年度の当初に納付するものとする。

第二十三条 準会員は入学の当初、入会金 4,000 円と修業年限に応じた毎年度 3,000 円の準会員費を納付するものとする。

第二十四条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

支部

第二十五条 新たに支部を設置する時は支部規約及び支部会員名簿を会長に提出するものとする。

第二十六条 支部の名称はその所在地名を用いて長薬同窓会〇〇支部と称する。但し、

便宜上長薬同窓会〇〇支部〇〇会とすることができる。

第二十七条 支部は本部との連絡を緊密にして、年一回以上状況を報告せねばならない。

第二十八条 支部所要の経費は当該支部員の負担とする。

第二十九条 支部を分割併合又は廃止する時は会長に届出るものとする。

事業部

第三十条 総則第二条の目的にしたがい、母校の運営を積極的に援助するため、とくに事業部をもうけることができる。

第三十一条 事業部には次の役員をおく。

1. 事業部長 一名
2. 常任理事 若干名
3. 特別会計主任 一名
4. 特別会計監査 一名

第三十二条 役員を選任方法及び任期は次の如し。

1. 事業部長は会長之を兼任する。
2. 常任理事及び特別会計主任は学外の会員中より会長之を委嘱する。
3. 特別会計監査は学外の会員中より総会に於いて選出する。
4. 役員任期は満二か年とする。但し、重任を妨げず。

第三十三条 事業部の会計は特別会計とし、特別会計主任が会計経理を司る。特別会計監査は之を監査する。

附則

第一条 本会則の施行上必要なる細則は別に之を定める。

長薬同窓会会則施行細則

総則

第一条 本会は会員の慶弔、死亡その他非常災害に対し祝賀弔問慰籍を行う。

第二条 本会は会報「長薬同窓会報」を発行する。

第三条 本会は三年一回「長薬同窓会名簿」を作製する。

役員

第四条 本会役員は任期満了後と雖も未だ次期役員に就任しない時はその就任を見る迄在るものとする。

会議

第五条 総会の議案は総会開催の十日前迄に総会案内状と共に全会員に配付するものとする。

但し、臨時総会の招集に関してはこの限りにあらず。

第六条 会員より提出する議案は総会の一か月前に本部に提出するものとする。

第七条 前条の提案は各支部或は会員十名以上の連署に依り提出するものとする。

会計

第八条 次年度予算決定に於いてやむを得ない支出を要する時は会長に於いて責任支出をすることができる。